

名古屋大学消化器内科同門会

慶弔細則

平成26年1月1日制定

(この細則の趣旨)

第1条 この細則は、本会の賛助会員以外の会員（以下、会員という。）及び事務局の職員の慶事、弔事に対し、祝意、弔慰又は慰労の意の表明に関する事項について定めるものである。

(慶事)

第2条 本会の会員及び事務局の職員が結婚したときは、会長の承認を得て、祝金を贈呈することができる。

(弔事)

第3条 本会の会員及び事務局の職員並びにその親族が死亡したときは、会長の承認を得て、弔慰を表するため、香典、弔慰金及び生花等を贈ることができる。

- 2 弔慰金は、本会の会員がこの対象に該当し、当該会員に本会会費のうち、正会員で滞納がある場合は、弔慰金から当該滞納額を控除するものとする。
- 3 生花等の贈呈に当たり、複数の関係者がいる場合でも原則1基に限るものとし、届出がなく手配が不可能な場合又は関係者が辞退した場合は、贈呈しないものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、生花等の贈呈基数について、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(会葬)

第4条 会長及び特別会員が死亡したときは、幹事会の議決を経て、本会の会葬又は他との合同葬を営むことができる。

- 2 会葬又は他との合同葬に関し必要な事項は、幹事会でこれを定める。

(届出の方法)

第5条 本会の会員及び事務局の職員は、第2条及び第3条の規定に該当する事実があるときは、遅滞なく本会に届け出るものとする。

- 2 前項に規定する事実が生じた日から起算して、3月を経過して、なお前項の届出がない場合には、祝金、香典、弔慰金の贈呈をしない。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(事情変更)

第6条 天災又は疫病等予想し得ない災害により、一時に多数の給付対象者が発生し、本会の予算に重大な影響及ぼすおそれがあると認められる場合には、会長は、この細則の規定に関わらず、幹事会の議決を経て、香典及び弔慰金の贈呈を延期又は停止、若しくはその金額を減額することができる。

(雑則)

第7条 細則に定めのない事項については、会長の承認又は幹事会の議決を経てこれを定める。

附則

1、この細則は、平成26年平成26年1月1日から施行する。